

小金井市精神保健福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、当該関係者の協議の場として、小金井市精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 精神障がいに対する地域住民の理解促進に向けた普及・啓発に関すること。
- (2) 精神障がい者の地域生活に係る支援に関すること。
- (3) 精神障がい者の社会参加（就労）に関すること。
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 東京都多摩府中保健所職員 1人以内
- (3) 東京都立多摩総合精神保健福祉センター職員 1人以内
- (4) 小金井市内精神科病院等の医療機関において精神科医療に携わる者 2人以内
- (5) 小金井市内訪問看護ステーション等において精神科看護に携わる者 1人以内
- (6) 小金井市地域活動支援センターが推薦する者 1人以内
- (7) 小金井市障害者就労支援センターが推薦する者 1人以内
- (8) 小金井市児童発達支援センターが推薦する者 1人以内
- (9) 小金井市障害者地域自立生活支援センターが推薦する者 1人以内
- (10) 小金井市社会福祉協議会が推薦する者 2人以内
- (11) 小金井市福祉保健部長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
(部会)

第6条 協議会は、地域の実情を適切に把握するために必要な情報共有及び意見交換を行うために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、第3条第6号から第10号までに規定する委員をもって組織する。
- 3 部会に、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
(小金井市地域自立支援協議会との連携)

第7条 協議会は、協議した内容について、必要に応じて小金井市地域自立支援協議会に報告するものとする。
(謝礼)

第8条 第3条第1号及び第4号から第10号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。
(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、福祉保健部自立生活支援課において処理する。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。